

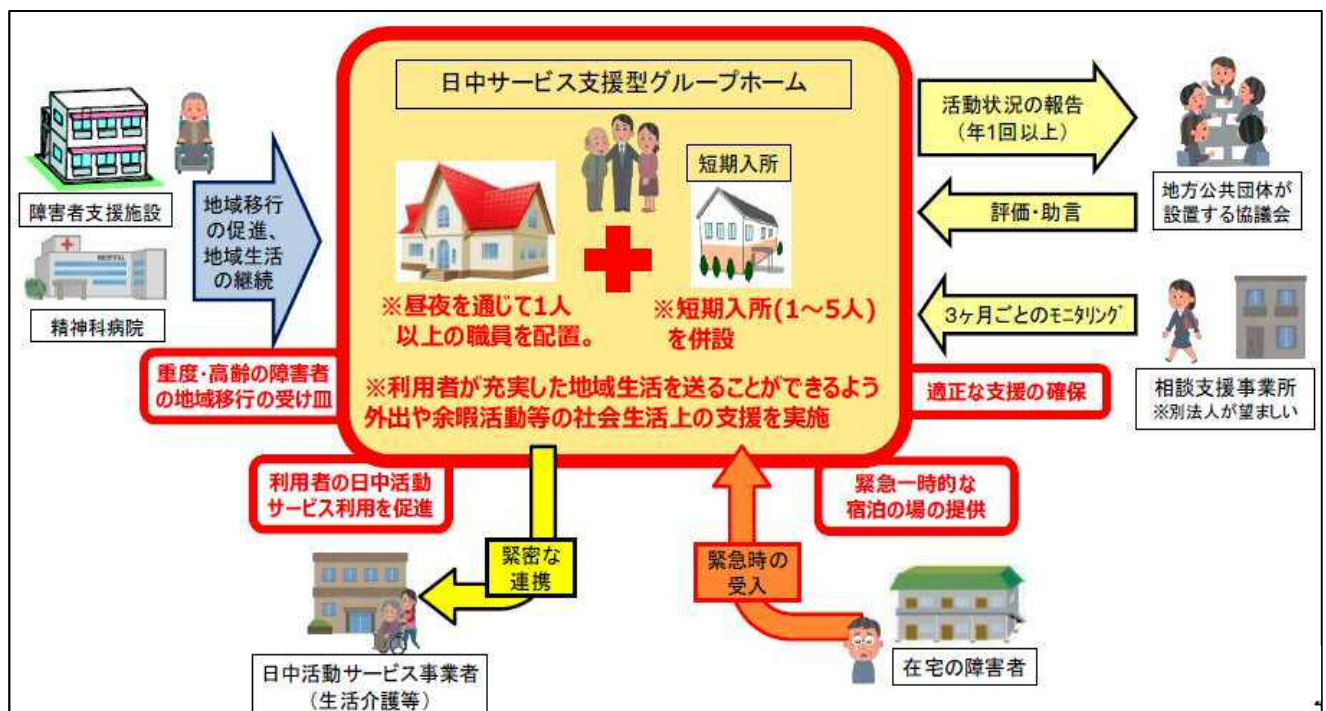
「日中サービス支援型指定共同生活援助事業」概要について

1 経緯

- 「日中サービス支援型共同生活援助」は、障害者の重度化・高齢化に対応するため、平成30年度に創設された、障害者グループホームの新たな類型。
- 当該事業は、年に1回以上、障害者自立支援協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとされた。

2 「日中サービス支援型 共同生活援助」の概要

- 入所施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。
- 常時の支援体制を確保するため、昼夜を通じて生活支援員等を配置。
- 短期入所を併設し、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供。
- 利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。
- 利用対象者は、重度化・高齢化のため、日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。
- 利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。



3 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

- 当該事業は、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、障害者自立支援協議会に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 本市における指定事業所は、下記のとおりである。（令和3年4月1日時点）
- 今後、事業所数の増加が見込まれるが、年に1度は協議会への報告・評価等を行う必要がある。

【静岡市 指定事業所】

NO.	指定日	運営法人	事業所名	事業所所在地	定員
1	R1. 11. 1	ソーシャルインクルー（株）	ソーシャルインクルーホーム 静岡袖師町 (短期入所 静岡袖師町)	清水区袖師町	GH：20 短期：1
2	R2. 4. 1	(社福) 恵和会	グランベア瀬名	葵区瀬名一丁目	GH：20 短期：2
3	R3. 2. 1	ソーシャルインクルー（株）	ソーシャルインクルーホーム 静岡西島 (短期入所 静岡西島)	駿河区西島	GH：10 短期：1
4	R3. 4. 1	(特非) たからじま	そ〜れ	清水区庵原町	GH：9 短期：1
5	R3. 4. 1	(社福) 明光会	Casa Shimizu	清水区江尻台町	GH：20 短期：4